

子供の貧困対策に関する有識者会議の開催について

平成 27 年 8 月 28 日
子どもの貧困対策会議会長決定
平成 30 年 11 月 27 日
一部改正

1 趣旨

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 8 条に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行うための仕組みとして、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 会議の構成員は、会長が別に指名する。
- (2) 構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 会議には、構成員の互選により、座長を置く。
- (4) 座長は、会議の議事を整理する。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (6) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 議事要旨

座長は、会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、これを公開する。

4 庶務

会議の庶務は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣府において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（子どもの貧困対策）が別に定める。